

陳 情 文 書 表

<p>受理番号・受理年月日及び件名</p>	<p>陳情第71号 (02. 11. 20) 鈴蘭台幹線及び鈴蘭台北地区土地区画整理事業に関する陳情</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 神戸市は、コロナの感染拡大を封じ込めることに全力を挙げるべきで、幹線道路事業は、十分住民の合意ができるまで凍結すること。 2. 土地区画整理事業は、地権者への減歩や清算金が伴い、全ての住民が仮換地に移動する事業であるので、住民の願いと異なるこの事業は、中止すること。 3. 鈴蘭台幹線道路整備にかかる住民には、住宅再建の費用を全額補償すること。 4. 鈴蘭台幹線にかかる地権者で、その場所での居住を願う要望はかなえること。 5. 神戸市の説明不足で、家の改修をおこなった地権者には、改修全額を補償すること。 6. 鈴蘭台幹線の幅員は20mにこだわらず、できるかぎり16mとすること。 7. 兵庫商業高校跡地の活用は、地域住民の要望や意見を取り入れた内容とすること。 8. 鈴蘭台幹線・土地区画整理事業に伴う用途地域の変更は、地域住民の意見を十分くみあげること。 9. 神戸市の住民説明会の範囲は、兵庫商業高校跡地や鈴蘭台幹線道路に影響を及ぼす広範な範囲までひろげること。
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市北区 鈴蘭台のまちづくりを考える会 柴 田 勝 博</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>都市交通委員会</p>